

令和4年度公害等調整委員会
政策評価懇談会

日時：令和5年8月3日（木）13:30～15:30
場所：Web会議システム

総務省 公害等調整委員会事務局

【小原事務局長】 まだ定刻より少々早い時間でございますけれども、皆様おそろいですので、令和4年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めさせていただきます。

本日は、昨年度と同様にウェブ会議で開催させていただいております。皆様には御協力を頂き、誠にありがとうございます。

開催に当たって、御参加いただいております有識者の皆様方の御紹介をさせていただきます。

東京経済大学名誉教授、礪野弥生様。

【礪野構成員】 よろしくお願ひします。礪野でございます。

【小原事務局長】 上智大学法学部教授、北村喜宣様。

【北村構成員】 こんにちは。北村です。

【小原事務局長】 日本司法支援センター常務理事、名執雅子様。

【名執構成員】 名執でございます。よろしくお願ひいたします。

【小原事務局長】 関西大学総合情報学部教授、名取良太様。

【名取構成員】 名取です。よろしくお願ひいたします。

【小原事務局長】 静岡県公害審査会会長、松田康太郎様。

【松田構成員】 松田です。よろしくお願ひします。

【小原事務局長】 跡見学園女子大学マネジメント学部長、丸岡吉人様。

【丸岡構成員】 丸岡です。こんにちは。よろしくお願ひします。

【小原事務局長】 以上の皆様方でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

委員長の永野厚郎でございます。

【永野委員長】 委員長の永野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【小原事務局長】 委員の上家和子でございます。

【上家委員】 上家和子です。よろしくお願ひします。

【小原事務局長】 委員の都築政則でございます。

【都築委員】 都築でございます。どうぞよろしくお願ひします。

【小原事務局長】 委員の若生俊彦でございます。

【若生委員】 若生です。よろしくお願ひします。

【小原事務局長】 委員の野中智子でございます。

【野中委員】 野中です。よろしくお願ひします。

【小原事務局長】 委員の大橋洋一でございます。

【大橋委員】 大橋でございます。よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 また、事務局からは、事務局長を務めます私、小原以下が出席しております。次長の岡田、総務課長の福田、この両名は本年7月7日に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は私、小原が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、始まる前にもお知らせいたしましたけれども、有識者の皆様方におかれましては、発言を行われる際にマイクを入れまして発言をしていただいて、終えましたらマイクを切るように御協力をお願いいたします。

では、はじめに、委員長の永野から一言御挨拶申し上げます。

【永野委員長】 本日は大変お忙しい中、令和4年度政策評価懇談会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本年度も、有識者の皆様に御参加いただき、業務全般について有益な御意見を伺えますことを、心から感謝申し上げます。

公害等調整委員会は、紛争解決機関として、専門性と職権調査という当委員会の手続の特色を生かしつつ、環境をめぐる意識の高まりや経済・社会構造の変化など、時代の要請を反映して変容する公害紛争の形態と事案の特質に応じた柔軟な手続運用を図り、より迅速・適正な紛争解決を目指しております。

また、令和4年度には、ウェブ会議方式を利用した進行協議期日・調停期日の実施を始めましたが、引き続き試行的な取組を重ね、ITの活用を通じて利用者の利便性を一層高めていきたいと考えております。

さらに、公害に係る紛争解決の中核機関としての使命を果たし、公害紛争処理システム全体としての問題解決能力を高めるため、紛争の予防・解決に資する情報の還元や、当委員会の専門的リソースの活用により解決が望まれる事件についての当委員会の利用拡大など、地方公共団体、関係機関との連携や役割分担を意識して、具体的な取組を進めてまいりたいと思います。

本日は、令和2年度から令和4年度までの3か年の当委員会の取組結果に加えて、令和5年度から5年間の今後の政策評価の取組について御意見をいただくこととなっております。本日の懇談会が、当委員会がより効果的かつ効率的に業務を遂行していく上で、有意義な機会となるものと期待しております。

有識者の皆様には、率直で忌憚^{きたん}のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私

の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 では、続きまして、当委員会の業務及び政策評価についての御説明・意見交換に移らせていただきます。

委員長からもお話のありましたように、令和4年度は、令和2年度から4年度までの3か年の政策評価基本計画期間の最終年となっております。まずは本懇談会の位置づけについて、総務課長の福田から御説明いたします。

【福田総務課長】 総務課長の福田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の1ページ目を御覧いただければと思います。この懇談会でございますが、政策評価の懇談会ということでございまして、もともと行政機関としましては、政策評価法にも書いてございますが、自らの政策を評価して、その結果を反映しなければならないとなっております。

2の「政策評価の体系」でございますが、そのために基本的な計画を作りながら、きちんと評価をして、その評価書を公表していくということでございます。

そして、3の「本懇談会の位置づけ」にも書いてございますが、政策評価を行う際には、学識経験者の御知見を活用することが規定されてございます。

次に、2ページを御覧いただけますでしょうか。今年度、令和5年度でございますが、先ほど委員長からもございましたとおり、令和2年度から4年度の期間がちょうど一つの周期の期間でございましたけれども、この期間がございましたので、5年度は、この2年度から4年度の政策の評価を行ったものを、また有識者の先生方に見ていただくということでございます。それから、令和5年度から、6、7、8、9と5か年の計画が始まる年でございますので、まず、令和5年度の政策の体系については、事前分析表という形で、いろいろな測定指標等も引き続きまとめてございますので、こちらを御確認いただくということを、この懇談会の目的としているところでございます。

3ページでございます。これは、先ほど申し上げました令和5年度から9年度の、今度は5か年計画になりますけれども、その状況でございます。

以上、こういった、懇談会は政策評価に当たりまして各先生方の御意見をちょうだいするという具合になっております。後ほど政策評価の評価書、事前分析表について、また御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【小原事務局長】 ただいまの御説明のとおり、本日はこの3か年を総括した状況を御説明するとともに、令和5年度から5年間の今後の政策評価の取組についても御説明し、

有識者の皆様に御意見を賜りたいと存じます。

資料の2から4に沿って総務課長の福田から御説明の後、意見交換を行いたいと思います。説明後、名簿順、五十音順に御発言をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【福田総務課長】 引き続きまして、私から御説明させていただきます。

過去令和2年度、3年度、4年度の評価の中身につきましては、資料3に評価書としてまとめてございます。それと令和5年度以降の政策・施策の事前分析表を資料4にまとめてございますが、様式が所定のものでございますけれども、中の字が小さくて少し分かりにくいところもございますので、資料2にそのエキスをまとめてございますので、まずこちらのほうから御説明をさせていただければと思います。

まず、1ページでございます。「公害等調整委員会の役割」でございます。今更ながらというところもございますけれども、公調委には大きく二つの役割がございます。昭和26年に土地調整委員会が出来、その後昭和45年に中央公害審査委員会が出来上がりまして、この二つの委員会が昭和47年に統合されまして公害等調整委員会となりましたが、土地調整委員会に由来する仕事、中央公害審査委員会に由来する仕事の大きく二つございます。その一つ目が公害紛争の適正な処理でございます。そして、二つ目が、土地調整委員会に由来する土地利用調整というものになります。あまりなじみがないかもしれませんが、戦後社会における狭い国土の有効活用、適正な利用を図るためにできた委員会でございます。主に鉱業等に係る鉱業法や採石法、砂利採取法などに基づく利用と一般的な公益の調整ということで、まず、砂利採取法、採石法などの許認可と、その不服申立てについて裁定を行うという仕事の一つ。それと、土地収用法に基づく不服申立てにつきまして、中立公正な立場から土地利用について知見がある委員会が意見を出すという仕事の大きく二つがございます。

次の2ページを御覧いただけますでしょうか。そのうちの公害紛争処理の流れにつきまして、一般的に公害苦情の方が圧倒的に件数が多いですので、公害苦情が発端点になってございます。直接公害紛争として出てくるものもありますけれども、おそらく公害苦情から流れが始まっているのではないかという図でございます。公害苦情としまして、都道府県や市区町村の最寄りの窓口で一定の処理が行われまして、ここで解決しなかったものが公害紛争として上がってくるものでございます。

公害紛争としましては、都道府県に公害審査会、国に公害等調整委員会がありまして、

法律で管轄、役割分担が決められておりまして、まず、裁定については、原因裁定、責任裁定、二つございますが、公害等調整委員会が専ら扱うということでございます。あっせん、調停、仲裁につきましては、公害審査会と公調委の管轄が決められてございまして、主に重大事件、四大公害のような事件、それから広域処理事件、新幹線や航空機騒音の事件、県際事件は二つの県にまたがるような事件、こういったものは主に公調委で扱ってございます。これ以外の、主に地域で発生するような事件につきましては、公害審査会が基本的な役割分担になってございます。

次の3ページを御覧いただけますでしょうか。その中の主要な手続として、調停と裁定がでございます。調停につきましては、真ん中の四角でも書いておりますけれども、非公開の調停期日の中で、冷静な雰囲気の中で両当事者の話し合いを促して、両者の和解、解決を目指していくものでございます。

一方、裁定手続でございますが、損害賠償、それから因果関係についての法的判断を行うということで、裁判に近い手続が定められてございます。主に公開の審問期日の中で、証拠調べなどが行われていくものでございます。

左側のほうに職権調停というところで矢印を描いておりますけれども、そのまま裁定するだけではなく、ADRとしまして、事案、当事者の御意向も踏まえながら、柔軟に調停といったところにいけるところも、ADRとしての一つの特徴ではないのかと思われまして。

それと、右側のほうに裁判所からの原因裁定囑託でございますけれども、こういった仕組みも用意されてございます。例えば、少し前になりますけれども、富山県の地方裁判所から、ダムからの排砂により漁業被害が発生したということで、この事件につきまして囑託が来まして、一部養殖ワカメについて因果関係を認めるといったものが最初の原因囑託でございまして、その後、うちにも十何件かこういった囑託が来るようになっております。

次の4ページを御覧いただけますでしょうか。最近の公害紛争事件の特徴について少し御説明をさせていただければと思います。近年、人口・住宅が密集している都市部での生活環境被害、都市型の公害が増えてきているところでございます。一頃は昭和の時代は四大公害のような事案、水俣の事件、あるいは渡良瀬の鉍毒事件、そのほか大きな漁業被害というものがありましたが、その後、産業廃棄物事件や、スパイクタイヤ、ゴルフ場といったもので、少し事案が多様化してきております。新幹線の事件や在来線の騒音事件も出てきております。

ここ10年、20年ぐらいにおきましては、都市型、生活環境型の事案が増えてきていると

ころでございます。二つ目の丸で書いておりますが、その中の事案を見ますと、低周波音も含めてでございますけれども、騒音関係の事案が6割と、大きな割合を占めるようになってきてございます。

こうした例の一つとしまして、事例①で書いておりますが、東久留米市におけます入浴施設からの騒音被害を訴える事件でございます。中身はここに書いておりますけれども、近くにあります入浴施設から、利用者の方のいろいろな音がするというので、調停申請がされまして、いろいろな対策を取ってくださいということで請求が上がってきました。公害等調整委員会でも専門委員を選任しまして、現地での調査を行い、無事に調停が成立したものでございます。

事例の二つ目としましては、自動車排出ガスによる大気汚染の被害を訴える責任裁定、損害賠償を求める事案でございます。この特徴としましては、住民の方が7つの都道府県にまたがって153名と、かなり大型の事件になってございます。ですので、丁寧な手続以外にも計画的な審議を進めていくことが必要になってきておりますので、注意しながら手続を進めていくこととしてございます。2日前の8月1日には、ちょうどこの自動車排出ガスの期日が行われまして、申請人、被申請人の一部の方にも集まっていたきまして、手続が進められたところでございます。

次の5ページを御覧いただけますでしょうか。それで、過去3か年の公害等調整委員会におけます事件処理についての政策・施策、それから測定指標の体系でございます。少しおさらいにはなりますけれども、政策のほうでございますが、大きく公害紛争の処理、それと土地利用調整の2つがございます。

それで、公害紛争の処理のほうはまた大きく二つに分けておりまして、1つ目が公害紛争事件の迅速・適正な処理でございます。こちらのほうの測定指標としましては、①②③⑤の測定指標を用意してございます。事件の受付、その後係属して終結した件数、事案について事件調査を実施したかどうか、それから、最近はほとんどが裁定事件ですので、裁定事件で平均処理期間、どれぐらい終結までにかかったのか。それと、申請者、それから被申請人、当事者でございますが、遠方の方もいらっしゃいますので、その方の利便性も考えまして、現地での期日の開催状況というものを測定指標で挙げております。

それと、④⑥でございますが、これにつきましては、2年度から4年度では測定指標では設定しておりませんが、後ほど説明しますが、5年度以降の評価におきましては、これにつきましても新しく測定指標として取り入れたいと考えております。

1の(2)が公害紛争処理制度の利用促進としての広報でございまして、測定指標につきましては、①②③の3つを設定してございます。事件の受付・係属・終結状況に加えまして、相談ダイヤルというものを設けており、ここへの相談件数が何件あったのかというものも一つの指標にしてございます。それから、②としましては、委員会だけではなく、都道府県の受付件数を入れてございます。それと、③でブロック会議等の参加の際のアンケートの結果として、「業務に役立った」という割合を入れてございます。

④の地方自治体職員向けウェブセミナーの参加アカウント数につきましては、5年度以降の測定指標として取り入れたいと考えております。

土地利用の調整についてでございますが、(1)の鉱区禁止・不服の裁定でございます。こちらについては、鉱区禁止地域指定については、今のところ事件がかかっておりませんので、主に不服裁定事件の受付・係属・終結状況が主な測定指標でございます。(2)の意見照会も同じような指標となっております。

次の6ページを御覧いただけますでしょうか。「1(1)公害紛争事件の迅速・適正な処理」でございまして、事件の受付・係属・終結の状況でございます。まず、基準値としまして、平成29年度から令和元年度の実績が基準値となっております。まず事件の受付状況でございます。令和2年度が14件、3年度が24件、4年度は24件となっております。少し令和2年度が14件と少なくなっております。明確なエビデンスがあるわけではなく、これも推測となってしまいますけれども、一定程度コロナ禍の影響で、なかなか事業活動が世の中でも活発になっていないなど、そのような状況もありましたので、少し申請が控えられたのかなというふうに思われます。その後、令和3年度、4年度となりますと、社会環境も変わってきまして、少し活発化してきたということもありまして、少し件数が24件というふうが増えてきたのかなというふうに思っております。

受け付けた事件の中には、コロナ禍でテレワークが推進されておりましたので、在宅勤務の回数とか在宅勤務の時間が増えたことに伴うような事件も多く発生してございます。中の事案を見ますと、家でテレワークで仕事をやっていて、外の大気汚染や、工事の音が気になる、こういったことがきっかけで申請がなされているという事件がいくつか見られたところでございます。

次に、終結の件数でございますが、令和2年度が15件、3年度が12件、4年度が32件と、令和4年度が少し急に大きく伸びているというような状況でございます。これについてでございますけれども、やはり令和2年度、3年度でございますが、どうしても新型コロナ

の中、登庁抑制といったようなこと、それから、人と人の接触を抑制するような、そういった時代でございましたので、なかなか現地での調査とか、そういった業務ができない環境にありましたので、少し終結の件数が減ったのではないのかということが考えられます。令和4年度になりますと、少し社会経済が変わり、コロナ流行前の状況に少し戻ってまいりましたので、こちらのほうでいろいろ現地の確認、出張等も少しずつ増えてきて、終結件数が増えてきたということがございます。それと、委員長からも少しございましたが、手続の合理化ということで、電話会議システムとかウェブ会議システムなども一定程度活用させていただいたことから、事件の終結の件数が増えたのではないのかと考えております。

ただし、事件の終結件数が増えたのは喜ばしいことではあるのですが、令和2年度、3年度にしばらく止まっていた事件が4年度に終結したということで、あとで述べますけれども、平均処理期間が少し長くなるという影響が出たと考えております。

次の7ページを御覧いただけますでしょうか。今触れました、裁定事件の平均処理期間でございます。迅速な解決のために、我々としましても、いろいろと証拠調べなどを効率的、計画的に進めてきたところでございます。目標としまして、専門的な調査を要する事件は2年で解決し、専門的な調査を要しないものは1年3か月と、目標を立ててきたところでございます。参考までに、前の平成29年度から令和元年度の期間のものも、どれぐらいの長さだったのか、載せさせていただいております。

それで、少し補足的な説明にはなりますが、平成29年度から令和元年度の専門的な調査を要する事件の実績は、約2年2か月というふうになってございます。ただし、この中には、終結まで5年を要した事件が2件入っておりまして、これがかなり処理期間を後ろに引き延ばしておりまして、この2件を取り除きますと、1年11か月で処理が終わっているといった状況であります。

その後、令和2年度、3年度、4年度を見ますと、2年1か月、2年2か月、2年4か月と、やはり処理期間が長くなっておりまして、これも先ほど申し述べましたが、新型コロナウイルスの影響ではないのかというふうに考えてございます。特に令和2年度、3年度は終結に至った事件も少なかったもので、約2年1か月とか2か月と、超過の期間も短かったですが、令和4年度に多くの事件を処理したということで、超過期間が4か月で、約2年4か月になっているといったような状況になってございます。

注の3にも書いているところでございますが、令和4年度末時点で係属している事件の

処理期間はどうかと見ますと、処理期間が2年を超えているものは10件となっております。資料には数字は書いていないですけれども、前年度の令和3年度末時点で処理期間が2年を超えるものは14件でしたので、1年経った後、10件に減っておりますので、一定程度、適切、順調な事案処理が進められているという様子が見られるのではないかと考えているところでございます。

上の表の下側の、専門的な調査を要しない事案でございます。これにつきましては、目標1年3か月となっております。令和2年度、3年度、4年度を見ますと、約1年、約5か月、約5か月と、かなり前倒しで処理ができたように見えますけれども、事件の中身を見ますと、もともとある事業所を訴えていたような事件で、その事業も廃止することが決まっていたとか、あるいは、補正に応じなくて、こちらで却下せざるを得なかったような事件があったということでございます。基本的に公害事件の中身に踏み込んでいないようなものでございましたので、あまり参考にできるような実績ではなかったと考えてございます。

ページの下側が、令和4年度に終結をしました裁定事件の状況について書いてございます。裁定事件につきましては、まず、令和4年度に終結した事件のうち、調停、裁定事件のうち、取下げなどで評価の対象外になるものが何件かございまして、こういったものを除くと、23件になります。この23件を棒グラフで書いてございます。このうち点線より上のものが2年を超過したものでございまして、これが14件ございます。なぜ2年を超過したのか、いろいろと話も聞いてみますと、やはり新型コロナの影響で、どうしても現地への確認などの出張が難しかった、できなかったというのが多かったです。これ以外には、事件調査の意見書の作成に時間を要したとか、あるいは、専門調査、外部事業者への調査をお願いするときの入札に時間を要したというようなお話もございました。

それで、下側の表のA、B、Cという事件のところで、破線で囲んでいるものがございます。破線で囲んでいるものが11件、これが外部の専門的な機関に調査を委託したものでございます。どうしてもやはり外部の調査機関に委託をしますと、入札等の手続がありますので、平均的な処理期間、これを見ますと約2年10か月となっております。破線がないものは約1年10か月でしたので、やはりこういった平均処理期間に一定の影響が出てきているということが、これで読み解くことができるかと思えます。

次の8ページでございます。測定指標にもございました事件調査の実施状況でございます。基準値としましては、回数が27回、それで、事件ごとの回数としましては0.61という

数値になってございます。回数としましては、25回、25回、31回と、令和4年度については件数が増えてきてございます。これは、係属している事件の件数も増えてきたということが影響しているのではないかと思います。

もう一つ、赤の棒グラフのほうでございますが、係属事件数に対する回数の割合になりますけれども、これは0.49、0.42、0.43と、基準値から見ましても、少し率が下がってきてございます。これにつきましては、特に令和4年度からの取組としまして、あらゆる事件につきまして、こうした専門的な調査を行う必要はないのではないのか、限られたリソース、予算とか人員は本当に必要な事件に振り向けるべきではないのかということで、少し重点的な配分、配置をしてございます。例えば、ある施設から騒音の被害を訴える事件におきましても、申請者の側で一定のデータを持っているのであれば、このデータを活用して、わざわざ調査する必要はないといったような、そういった対応を行ったものもございます。

次の9ページを御覧いただけますでしょうか。参考としまして、公調委の中で昨年立ち上げました、「騒音事件に関する研究会」の報告書からの抜粋でございます。この騒音の研究会は、最近、自治体あるいは当方におきましても、騒音事件に関する事件が増えてきておりましたので、これをどう解決すべきか、あるいは、自治体ともうまくどう連携を図っていくのかということを検討していくための研究会でございます。

この研究会の中で、騒音に関する事件につきまして、平均的な処理期間がどうなっているのかというものを、実際の調査のバリエーションに応じて分けている表がございました。現地調査というものが、現地においていろいろと現場の確認をしたものでございます。事務局測定というものは、職員が行って現地で測定をしたものでございます。その横の委託測定（調査）が、これが外部の専門家、業者に測定を依頼したものでございます。これを見ますと、明確に明らかな差が出ているわけではないですけれども、傾向的にどうしてもやはり事務局が測定に行った、あるいはそれ以上に委託測定（調査）を行ったものが、処理期間が何となく長くなっているといった傾向が出てきております。先ほど前のページで述べましたような、外部の委託測定（調査）をする際に時間がかかるといったようなことが、一定程度、この騒音に関する研究会の報告書からも読み取れるのかなというふうに考えております。

次の10ページを御覧いただけますでしょうか。これが、公害紛争事件におきまして、現地での期日などをどうやっていたかというところでございます。まず、現地での期日につ

きましては、基準値として3回というものを目標にしてございますが、令和2年度、3年度、4年度の状況を見ますと、まず、現地期日でございますけれども、やはり東京圏から大体100キロ以上のような、遠方の方で原則やっというところといったような考えになっております。それで、令和2年度、3年度、4年度の状況を見ますと、上から二つ目でございますが、1都3県以外で令和2年度は4回、3年度は4回、4年度は7回というふうになってございます。1都3県以外でも、令和4年度は2回、こちら東京のほうの審問廷、調停室で期日が開催されておりますけれども、注2でも書いてございますが、期日の出席者が弁護士の先生だけだった、あるいは、100キロ超と言いましたけれども、それに準ずるような120キロぐらいの、比較的そこまで遠くないところで東京の弁護士の先生もいらしている事案がありましたので、こちらはそれほど大きな負担にならないということで、東京での期日を開催したものでございます。

それ以外に、令和4年度でございますが、ウェブ会議方式、それから電話会議方式での期日をそれぞれ3回開催してございます。この3回の中には、電話、ウェブ会議方式で期日を開催した結果、調停が成立したような事案もございます。

資料には書いておりませんが、こういった期日以外にも、当事者とのいろいろなやり取り、ヒアリングや連絡事項につきましても、適宜電話会議方式やウェブ会議方式も活用させていただいているところでございます。

以上が、1の(1)公害紛争事件の迅速な解決についての部分の説明でございます。後でもまた説明させていただきますが、先ほど裁定事件の平均処理期間が少し延びているといったようなこともありまして、目標は達成とは判断できないなと考えているところでございます。

次の11ページを御覧いただけますでしょうか。1の(2)、公害紛争処理制度利用としての広報でございます。一般国民向け、自治体向け、法曹関係者向けで分けて広報の対応をさせていただいているところでございます。

次の12ページを御覧いただけますでしょうか。一般国民向けの広報としまして、左側に書いておりますが、政府広報もいろいろと活用させていただいております。政府広報のオンラインページの中に、各種相談窓口のアドレスを集めたページがありまして、ここに当方の公害相談ダイヤルに関する情報も掲載させていただきました。それから、暮らしに役立つ情報でございますけれども、紛争処理制度につきましてもの記事を政府広報で出させていただいたり、その下、視覚障害者向けの広報にも我々も協力して、資料等の作成を行っ

ております。その下、インターネットテレビでも、2分弱ではございますけれども、動画で紛争処理制度の紹介の動画をつくって掲載してございます。最後、インターネット広告ですが、ヤフーのニュースサイトにバナーを1週間掲載するといった取組も行っていただきました。

右側が、機関誌・リーフレットでございます。「ちょうせい」は年4回、出しております。昨年度は、50周年の特集号も組んでございます。それから、総務省の広報誌も同じくタイアップをしまして、昨年8月には50周年の記事を載せたり、9月には苦情処理制度の記事も載せていただきました。今年度の取組ではございますが、総務省の広報誌9月号では、また苦情相談の窓口について掲載していただける予定になってございます。

次の13ページをお願いいたします。プレスリリースの関係でございます。毎年作成しております年次報告、それから公害苦情の調査結果につきましては、総務省だけではなく、環境省の記者クラブへもプレスリリースをしてございます。中には、専門誌「エネルギーと環境」といったような雑誌、専門誌とは書いておりますけれども、一般企業向けの分かりやすい環境やエネルギー関係の簡単な紹介記事みたいなものでございますけれども、これにも白書や苦情処理の原稿を載せていただいたところでございます。

次の14ページをお願いいたします。一般国民向け広報でございますが、ツイッターや子供向けのサイトなどを用意してございます。それから、先ほども申し上げましたが、公調委の苦情相談ダイヤルにつきまして、件数も書いておりますが、基準値が313件というところ、令和2年度が341件、それが4年度には516件というふうに件数が伸びてきたところでございます。それと、子供向けのサイトの関係で、ちょうど昨日と今日で「こども霞が関見学デー」をやっております。昨年度はインターネット開催でございましたが、今年はこちらの建物ではなく、総務省本省の建物の中でイベントのようなことをやっております。お子さんを中心にいろいろな音を聞いてもらうとか、あるいは、騒音計によって音を測定するような体験をしてもらうというものです。それから、ちょうど夏休みの子供向けの宿題にもなるのかなと思っておりますが、音に関する工作を、お子さん、お父さんお母さんと一緒にやってもらうようなコーナーも設けまして、ちょっとのぞいたところ、かなり好評だったというふうな状況でございます。

次の15ページをお願いいたします。一般国民向け広報④でございますけれども、ホームページへのアクセスの状況でございます。グーグルとかで「公害苦情」とか「公害紛争」で検索しても、一番上に公調委のページが出てくるということもあつたためか、やはりア

クセス数は令和2年度、3年度、4年度と伸びている状況でございます。

次の16ページをお願いいたします。地方自治体向けの広報でございます。普段から公調委と、それから公害審査会、その事務局とは公害紛争処理連絡協議会、それからブロック会議等を行ってございます。こういった会議の場を通じまして、直接担当者の方のお話を聴いたり、あるいはこちらから必要な情報を提供する、こういった場を通じて広報も充実させていきたいというふうに考えてございます。

それで、参加した方のアンケートの結果、令和2年度、3年度は、ブロック会議は中止していたんですけれども、4年度は一部開催できたところがございますので、参加者の方のアンケートを見ますと、約82.7%の方が満足したという回答を頂戴することができたところでございます。

これ以外にも、ちょうど4月の自治体の職員が新しく着任した直後ぐらいに、そういった方向けのウェブセミナーを開催したり、あるいは、各都道府県からの依頼によって、公害苦情相談アドバイザーの派遣も令和4年度は8回実施することができました。こうした場を通じまして、地方の職員のレベルアップなんかも図る、そういったことをやっておりますが、こうした場もいろいろと広報に使っていききたいと考えております。

次の17ページをお願いいたします。参考までに、公害苦情の状況についてのデータを少し載せてございます。左上でございますが、ちょうどコロナが始まった頃、令和2年度、3年度ぐらいに少し件数が、伸びてございます。右上の典型7公害別の推移を見ますと、騒音、それから大気汚染がやはり少し伸びてございます。こういった背景もあって、最近やはり騒音に関する苦情とか公害紛争が増えているのかなというところが少し想像できるところでございます。

左下でございますが、苦情の処理に要した期間でございますが、3分の2が1週間以内、4分の3が1か月以内に処理が終わっているといったところが読み解けます。

次の18ページを御覧いただけますでしょうか。こちらが都道府県公害審査会での受付処理状況でございます。基準値としまして、新規41件、終了40件でございます。年によって都道府県公害審査会の事案の受付処理状況は、ばらつきが若干出ますけれども、40件前後、令和4年度は多少少なくなっておりますが、大体似たような数字が上がってきております。

地域別に示したものが下の図でございまして、やはり人口が集中している1都3県とか、あるいは愛知県、大阪府あたりが公害紛争事件は数が多くなってございます。

次の19ページをお願いいたします。こちらが法曹関係者向けの広報でございます。いろ

いろな公害苦情とか紛争について当事者から相談を受ける弁護士の先生、それから、先ほども少し触れましたが、原因囑託制度を活用していただく側になる裁判所、それから、将来の法曹関係者の方向けへの広報でございます。弁護士会、裁判所向けのアプローチとしましても、通知文を出すほかに、こちらから出向いて講演、説明を行う、そういった取組もいろいろやっているところがございます。それから、教育機関等でございますけれども、司法修習生への説明とか、あるいはインターンシップの受入れなど、こういった取組をやってきております。今年も9月に、こうしたインターン生や司法修習生の研修受入れというものもまた同じく予定してございます。

ここまでが1の(2)の公害紛争処理に関する広報としての施策でございました。

次の20ページをお願いいたします。ここからが土地利用関係になります。そのうちの(1)不服裁定でございます。鉱業法、採石法、砂利採取法に基づく許認可についての不服の申立てでございます。右側に少し手続の流れを書いております。例えば、岩石採取計画のようなものを想像しますと、採取計画が認可されますと、それで周辺環境が汚染されるとか、周辺に危険が及ぶといったことで、それに利害関係がある人、地域の住民が不服を申し立てる。あるいは、岩石採取計画が今度は不認可になれば、当然事業者から不服が上がってくるといったようなことがありまして、受け付けた後に手続を我が方で進めていくこととなります。

それで、令和2年度、3年度それから4年度の受付処理状況でございますが、ここに書いておるとおりでございますけれども、令和元年度から係属しました3件、それから、令和3年度に受け付けました1件、この合計4件が係属をしまして、この4件については全て令和4年度までに処理が終わっているという状況になってございます。

続きまして、21ページ、(2)の意見照会でございます。これも、土地収用法に基づく国土交通大臣が不服の裁決を行う際に、公調委が意見を述べるというものになっております。例えば、道路計画とかダム計画などがありまして、土地を収用されたことについての不平不満というものが事案の中身になります。

令和2年度から4年度の処理状況はここに書いておるとおりでございます。年によってばらつきはございますが、10件前後ぐらい、大体コンスタントに係属をして処理をしているところでございまして、令和4年度には14件が係属をしまして、11件がちょうど終結をしたという状況になってございます。

以上が、土地利用の調整に関する事案でございます。

次、資料3を御覧いただけますでしょうか。簡潔に説明をさせていただきたいと思えます。右肩に1-①と書いているものが、先ほどの1の(1)の公害事件の適正な処理のほうでございます。こちらについては、測定指標が4つ用意されておりまして、そのうち、先ほども少し申し述べましたが、裁定事件のうちの専門的な調査を要するものにつきましては、2年という目標が約2年4か月等になっているということで、達成できていない状況でしたが、ほかの3つの指標は目標が達成できていたと判断されますので、結果としまして、「相当程度進展あり」といった評語にさせていただいております。

それで、評価結果の一番下のところに、次期目標等への反映の方向性というところで、先ほども申し述べましたが、未処理事件の係属期間の状況、ウェブ会議方式による期日等の開催状況につきましても、新しく測定指標に追加をしていくといったことをここで書かせていただいております。

次の、右肩が1-②になっている紛争処理制度の利用としての広報でございます。こちらについては、事案の受付処理状況とか、相談件数、それからアンケートの状況でございますが、一部おおむね目標達成というものもありますが、大体達成できたということで、「目標達成」としてございます。

それで、次期目標等への反映の方向性の中で、先ほどもちょっと触れましたが、ウェブセミナーの参加のアカウント数を追加するといったこともここに書かせていただいております。

次が土地利用のほうの評価書になりまして、右上、2-①と書いているものでございます。鉱業等と一般公益との調整のほうでございます。測定指標としまして、鉱区禁止地域のほうは事案がなかったので何も書いておりませんが、その下の不服のところは、大体受け付けて係属している件数は全て終わったということで、「目標達成」とさせていただいております。

最後、土地の二つ目の、土地の収用に関する意見の申出のほうで、右肩が2-②でございます。こちらについても、受付処理状況を踏まえると、目標達成としてもよいのではないのかということで、「目標達成」としております。

この評価書でございますが、御了解が得られましたら、総務大臣に報告するとともに、ホームページで公表をさせていただきたいと考えております。

次、資料4でございます。これが令和5年度から9年度までの政策・施策の取組状況についての事前分析表になります。今後は1年ごとに前年度の実績をモニタリングしまして、

その実績も踏まえながら少し軌道修正を考えていく、こういった取組を行っていくことになります。同じく測定指標につきましては、令和2年度、3年度、4年度のものに、先ほど申し上げました追加すべき指標を追加させていただいております。

まず、右肩が1-①の公害紛争の迅速・適正な処理のほうでございますが、事件の受付処理状況とか事件調査の状況、それから平均処理期間、現地期日の開催のほか、4で未処理事件の係属期間、それから、6でウェブ会議方式による期日の開催状況というものを入れさせていただいております。こうした基準値を入れることで、測定指標も充実させながら、また、適正な評価を目指してまいりたいというふうに考えております。

公害紛争の二つ目の制度利用促進に関する広報のほうでございます。1、2、3は、今までと同じような目標でございます。時点の更新をさせていただいております。4としまして、地方自治体職員のウェブセミナー参加のアカウント数を入れさせていただいております。

次が土地でございます。2-①の鉱業等に関する事業と一般公益との調整でございますが、こちらは基本的に測定指標も同じものを入れてございまして、少し時点の更新をさせていただいております。

次、2-②の土地の収用に関する意見照会への回答でございますが、こちらも同じようなものを入れております。少し時点の修正はさせていただいております。

これにつきましても、また、ホームページでの公表、それから、総務大臣への報告等、こうした取組をさせていただければと思います。

雑駁な説明ではございますが、以上、御審査のほどよろしく願いいたします。

【小原事務局長】 では、意見交換に入りたいと思います。御意見、または事務局への御質問、御希望等ございましたら、御自由に御発言ください。

では、五十音順でまいりたいと思います。磯野様、よろしく願いいたします。

【磯野構成員】 全体としては、コロナの時代ということで、かなり特殊なことがあつて、その点がやはりかなりこの期間大きかったのかなというように思っております。そういう中でオンラインを使いながらやっていくというようなことが、これからも日常化するとか、取り入れられるというのは非常に良いのではと思います。その一方で、その限界も併せて考えていただくということも必要なかとちょっと思いながら聞いておりました。

二つ質問をさせていただきたいのですが、裁定が圧倒的に多いということでございます

けれども、調停等というものが少ないというのは、全般として事案が小規模化しているとか、あまり重大な事案ではない、あるいは、新たに出てくる事案ではいろいろな問題点が新たに出てくるようなものではないということから、公害審査会のほうに行くけれども、公調委のほうには回ってくるようなものがないということでもよろしいのでしょうか。それが質問の1点目です。

質問の2点目は、調停等の事案の打切りというのがいろいろあるのと、自ら取り下げる事案というのがあるようですけれども、この自ら取り下げるという事案は、どうせ打切りになってしまうだろうというようなことが多いのかどうか。また、一定の時間内に収めるということによって、逆に早く事の決着をつけさせてしまうということが起きてこないだろうかということがちょっと心配でもあるのですが、その辺りのところはどうか考えられているのでしょうかということです。取りあえずこの二つの疑問です。

【福田総務課長】 事務局でございます。調停が少ないといった御質問がございましたけれども、確かに一頃は裁定が少なく調停が多かったところ、そこは時代の変化もあるのかなとは思っております。あと、都道府県の公害審査会に係属して、そこで解決しなくて、当方に裁定という形で事案が上がってくるものもございまして。そこは権利意識が強まって、損害賠償などを求めるような、少し時代や環境が変わってきているのではないのかなというふうに思っているところでございます。

それから、取下げでございますけれども、どうせ打切りになるならもう取り下げますということについて、確かにそういう事案もあるのかもしれませんが、逆に、調停なり裁定手続をやる中で、当事者にも少し和解の気持ちが出てきて、自発的に被申請人、加害者の側で一定の発生源対策を可能な範囲でやっていただけることもあります。申請人は満足はできないけれども、やはり一定程度対策が進んできたということで、もうこの辺で切り上げようかという形で、取下げされているような事案もあるやに聞いたことがございます。

【磯野構成員】 どうもありがとうございます。裁定が増える傾向が今後も続くようでしたら、やはり調査とか、そういうところに対する予算とかを充実させるほうがよろしいのではないかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

【福田総務課長】 先生おっしゃるとおりで、全ての事案について重厚な調査というものなかなか大変でございますので、事案の概要とか、そういったところも見つつ、少しでも予算が確保できるように、政府全般として予算が厳しいところでありますけれども、

こちらとしても少し頑張っていきたいと思っております。

【磯野構成員】 ありがとうございます。

以上です。

【小原事務局長】 ありがとうございます。

では、北村様、お願いいたします。

【北村構成員】 職権調査ですけれども、仕組みの大きな特徴になっておりますよね。純粋な当事者主義ではありませんので、申請者の方の御事情を汲んでのお取扱いということであるはずであります。

この専門調査について伺いたいのですが、委託調査という表現もございました。これと専門調査はイコールなのか。委託調査をせずに自分たちで調査するけれども、専門調査に含めるものはあるのかということの一つ教えてください。

また、この専門調査の発動を決定するのは誰だろうか。恐らく調停委員の方々が御判断になるのだと思うのですが、専門家がこの件はやっぱり専門調査が必要だというような形で、専門性を持っておられる方々のほうからの御申告といいますか、お申出、アドバイスなんかがあるのか。この辺りがちょっと聞きたいところであります。

と申しますのは、やっぱりこの特徴は、申請者をもってこの仕組みを使いたいと思う一つの魅力であるようにも思われまして、その辺りのことを教えてくだされば幸いであります。

次は単純な質問なのです。後半のほうで、いろいろと政策評価書（案）についてお示しをいただきました。これは毎年やっていることなので、特に今回だけの話ではありません。ひょっとしたら過去にも申し上げておったことがあるかもしれません。測定指標について、基準値を挙げ、実績値を挙げ、達成を評価するというのは、いわゆるKPIの発想なのですが、これは基本的に御自分の事務、すなわち公調委の事務についてするものだというふうに私は理解するところなのですが、なぜか、今年もそうですが、項目として、公害審査会等における公害紛争事件の受付うんぬんかんぬんと書いてありますね。これは公調委の事務ではありません。自治体の事務ですね。自分の事務でもないものについて、なぜKPIをつくれて評価ができるのかというのは、私、よく分かっておりませんので、これはひょっとしたら、公調委のほうで公害紛争法に書いてあるものは全て自分の事務と誤解しているのではないかという気もするのですが、なぜ人の事務について公調委が評価できるのか、これをちょっと教えてください。

【福田総務課長】 事務局でございます。職権調査の御質問でございますけれども、専門的な調査というときには、先生おっしゃるとおり、外部の専門的な事業者をお願いする場合以外にも、専門家を専門委員として任命をいたしまして、その先生にいろいろと現地調査と一緒に行っていただいて、意見書などを頂くといった、そういったところもございます。

それで、どういったときに専門的なこの調査を実施するのかというところも、やはり裁定委員会が最終的には事案を見て御判断をいただくということになるかと思えます。

それと、自治体の業務についての指標も入っているというところもございますけれども、確かに我が方の仕事ではないというふうに先生おっしゃっておりますけれども、やはり公害紛争処理制度全般としての機能がちゃんと進んでいくということも、我が方の仕事の一つではないのか。やはりあっせん、調停、仲裁については、都道府県公害審査会と公調委のほうで役割分担、管轄は決めておりますけれども、制度全般としての適切な解決を図るというところも、我が方で少し公害審査会とも協力しながらやっていく面もあるのではないのかというふうに考えているところでございます。

【北村構成員】 ちょっと私と意見が違いますけれども、その御説明は了解しました。

【小原事務局長】 北村先生、以上でよろしゅうございますでしょうか。

【北村構成員】 結構です。

【小原事務局長】 ありがとうございます。

続きまして、名執様、お願いいたします。

【名執構成員】 名執でございます。3点、お話ししたいと思います。まず1点目は、公害紛争事件の迅速・適切な処理の施策について、新たな測定指標に未処理事件の係属期間の状況というものが加わりました。これは裁定事件の平均処理期間を補うという意味で、迅速・適切化の指標として、未処理事件についても数値化しようとしたものと思われまじけれども、やはり長期間かかるものは、外部への専門的な調査を必要とする案件だったり、重大事件だったり、いろいろ複雑な問題もあると思われまじるので、この数値が目に見えて上がらないとしても、単に迅速化だけを目指すということに縛られずに、その中身を分析していく必要があるのだろうと思ひました。

ウェブ会議方式による期日の開催状況の指標もこれと同様です。現地での対面会議が重要な場合ももちろんあると思ひますので、単にこれが高くなれば、迅速・適切でよい処理が行われているということでもないわけですから、いずれにしても迅速化・適切化の努力

をはかる指標として、今後の説明の内容とか、評価の在り方というのは、今日御説明いただいたように、非常に丁寧に行っていく必要があると思いました。

2点目が、公害紛争処理制度の利用促進の部分ですが、いただきました1-②の政策評価書(案)で、次期目標への反映の方向性の中に、「公害等調整委員会と都道府県公害審査会等との相互連携の状況を把握するために、目標・測定指標について検討する」というふうに書かれているんですけども、これはどのようなことが検討されたかとか、あるいは、現時点で何か想定されるものがあるのでしょうか。

ここは、どういうふうに今後反映されていくのかが分からなかったですけども、例えば、モデル的に幾つかの都道府県が選ばれて、一定類型の事件の処理について検討や意見交換をする機会を設けて、その結果を共有するというような、相互に役立つ取組をやっていくという意味なのではないでしょうかということです。もしそうなら、今日御報告いただいたような騒音事件に関する研究会のような取組というのはそれに当たるのでしょうかという御質問です。

それから、3点目は、総括評価案の広報について拝見しましたが、設立50周年の記念シンポジウムや50年史の編さんというのは、節目として本当に大事な事業だったと思います。

それから、国民、自治体、法曹という対象者別の広報を考えておられることも、とてもよいのではないかと思います。

その中で特に国民という利用者目線に立ったときには、その人の抱える問題について、困り事を抱える人が窓口にとどり着くためには、まず窓口の周知、その内容というより窓口の周知が大事だと思っていて、その後に紛争処理の制度、方法等への理解促進というものが必要になってくるのだと思います。これは私の属している法テラスも同じです。今はホームページでファーストコンタクトを取る人が多いので、特に検索しやすい言葉とか、Q&Aの閲覧回数などを分析して、使いやすさに向けて不断に改善していく必要があると思いますし、電話やメール以外にも、リモートによる相談の在り方とか、チャットボットなどによる情報提供とか、あと、AI、ICT化によって、利用者の利便性向上というのは、世の中で今、相談窓口でも進んできていますので、これは今後の検討がまだまだ必要な部分なのかなという感想を持ちました。

以上でございます。

【福田総務課長】 先生、ありがとうございます。資料3の1-②の評価結果のところ、先ほど御質問があったところでございますけれども、具体的に公調委と審査会との相互連携

の状況の目標・測定指標についてでございますけれども、中で少し検討しているものはありますけれども、まだ果たしてそれでいいのかどうかというところもちょっとありまして、まだ試行的な段階ということございまして、なかなかまだ何も言えないような状況ではございまして、申し訳ございません。

【名執構成員】 分かりました。検討中だということですので、結構でございます。

【小原事務局長】 御意見ありがとうございます。

続きまして、名取様、お願いいたします。

【名取構成員】 関西大学の名取でございます。3点の質問がございます。

1点目は、資料でいいますと7ページ目になります。平均処理期間などが書かれているところがございます。棒グラフのところ、例えば、C事件①、②と分かれていたり、G事件の①、②と分かれていて、これら、いずれも同じ日数をかけて処理されています。C事件のほうは1,183日、G事件は1,012日ですね。これ、なぜダブルカウントしているのかというのが質問です。もちろん中身が違うということであるかもしれませんが、日数が全く一緒なので、これをダブルカウントすると、平均処理期間が延びてしまいますので、わざわざこれを二重にカウントする必要はあるのかという、そのあたりの御説明をいただきたいと思っています。

2点目でございますが、外部に委託調査をする場合には処理に時間がかかってしまうというお話があり、今後は選択と集中をしていくということをおっしゃっていらっしゃいましたが、その判断基準、外部委託を選択する際の判断基準として、何か今のところ想定されているものはありますかという質問です。

最後になりますが、これは昨年も申し上げたのですが、ちょうど今映していただいているページの1つ上のページ、現状の受付件数等ですね。ちょっと気になったのが、係属件数が令和2、3、4年度と10件ずつ増えているような状況でして、この状況は、委員会に大変な御負担がかかっているように思うのですが、この点について委員会としてどのような捉え方をしていらっしゃるのでしょうか。この点も御教示いただければと思います。

以上、3点でございます。

【福田総務課長】 先生、ありがとうございます。同じ、例えばC事件で①、②となっているものでございますが、一つの事件で責任裁定と原因裁定の両方が出ていくような事案がございますので、やはり一応、一体的な処理は行っていますけれども、件数としては2件になるというふうな整理をさせていただいているものでございます。

【名取構成員】ありがとうございます。やっぱりダブルカウントしなければいけないのですね。もし可能であれば、また御検討ください。これ1つダブルカウントするだけで、平均処理時間が大きく変化しますので、ちょっと気になりました。今すぐお答えいただかなくても構いません。

【福田総務課長】 分かりました。少し検討してみたいと思います。

それとあと、今後の専門調査の、選択と集中をどのように判断するのかという点でございすけれども、なかなか事務的にはお答えしにくいところではございすけれども、やはり個別事案ごとに専門的なデータがそろっているのか、そろっていないのかとか、あるいは被害状況を見ながら、専門的な調査結果がなければ因果関係の判断ができないとか、あるいは、当事者がどうしても納得をしないようなときとか、そういったところから最終的に裁定委員会なり調停委員会が判断していくことになるのかなというふうには考えておりまして、こういう明確な基準というところは、やはりちょっとなかなか申し上げにくいようなところはございす。

それからあと、先生が最後におっしゃいました、係属事件数が増えてくるというところではございすけれども、確かに事件がたくさん来ると、やはり予算も、それから人員も、そんなに増やすことはできませんので、負担が増えるということは先生おっしゃるとおりでございす。

ただし、ちょうどコロナの中、令和2年度、3年度が少し終結件数が少なくなって、4年度が増えたと。こういった感じで少し事件の処理が進んでいけば、係属件数も少し落ち着いてくるのかなと思っているところでもありますけれども、やはりコロナ前の状況に戻って、事件の申請もまたやっぱり増えてくるというふうになると、また係属件数も増えてくるというふうな状況も見えてくる。どちらなのかというのは、なかなかまだちょっと予想はできないところもありますけれども、係属件数が多くてどの事件も回らなくなってくる、そういった事態に陥らないように、やはり事案ごとに見て、うまく選択と集中をしながら、適切・迅速な解決を意識して業務に取り組んでいきたいというふうには考えているところでございす。

【名取構成員】ありがとうございました。

【小原事務局長】 では、続きまして、松田様、お願いいたします。

【松田構成員】 私のほうからまず感想を述べさせていただきます。広報につきましては、私が数年前に指摘させていただいたことについて、全てかなり真剣に取り組んでいた

だいていて、かなり充実した広報になっていると考えます。

迅速な処理についても、基本的には専門的な調査を要しない事件などについては、審理期間も短くて、かなり使い勝手がよい制度になっているという感想を持ちます。

多くの構成員が質問されているので、ちょっとダブる点もありますが、私も3点ほど質問させていただきたいと思っております。専門的な調査を要する事件につきまして、審理期間、目標を超過しているようですが、それに関して3点ほど質問を致します。まず、本体資料の7ページ、入札手続に時間を要したというのと、意見書の作成に時間を要したというものがあまして、この意見書というのは、多分、先ほどから出ている委託調査等の意見書のことなのだろうと推測しますが、入札というのはその意見書の入札なのかどうか、ここがちょっと結びついているのかどうか分らなかったもので、一つ目としてその関係を御説明いただきたいというふうに思います。

それから、二つ目としまして、入札というのはどういう方式なのか。単なる競争入札ではないと思うので、プロポーザル入札的なものなのかどうか。その入札方法についてちょっと教えていただきたいです。

それから、3点目として、入札について手続を要したということで、これについて短縮のための方向性が何か考えられておられるのかどうか。

この3点を質問させていただきたいと思います。

【福田総務課長】 事務局でございます。入札でございますけれども、これはあくまで外部の専門的な調査機関に調査をお願いするものでございます。調査をお願いして、その事業者を決めるということでございます。そういった手続が入札になってきてございます。業者が決まった後に、また意見書は意見書としていろいろと出してもらおうということになります。

それとあと、どんな手続かということでございますけれども、原則、調査の仕様書をつくる段階で決まってくるけれども、100万円を超える費用がかかるものは、原則としまして、こちら、行政機関でございますので、競争入札になります。こういう事案についてのこういう調査をやりたいので手を挙げてくださいということで、価格競争になります。

それで、どうしても入札ですと、仕様書の作成とか、それから公告手続等、そういったところに一定程度時間がかかりますので、どうしても公告期間、法令とか、たしかガイドライン等でも決まっており、なかなか短くできないところもありますので、早めに担当とも相談しながら手続を進めていくといったことぐらいしか考えようがないというところで

ございますけれども、規模が小さければ、100万円以下であれば、随意契約も可能ですので、少しその辺の見極めもしながら、ここで随意契約がいけるなんていうことが分かった段階には、過去そういった例がないわけでもございませんので、速やかな業者決定というものにも努力していきたいというふうに考えております。

【松田構成員】 ありがとうございます。単純な競争入札ということで、仕様書の作成等についても御苦労されることだろうと推察しますけれども、何とか目標を達成できるように努力していただければよりよい制度になると思っております。

以上です。

【小原事務局長】 続きまして、丸岡様、お願いします。

【丸岡構成員】 御説明いただき、ありがとうございました。私は、主に広報の部分について、御質問したり、意見、感想を述べたりしたいと思います。

それで、まず御質問して、その後、私の意見なり感想なり述べたいと思いますけど、まさに今映していただいている11ページ目に関して二つ質問がありまして、一つは、普通—普通というものは、多くの民間企業にしろ、役所にしろ、組織にとって広報ということになると、メディアや新聞、テレビ、雑誌など、最近でいえば、ネット上に記事を上げていらっしゃるブロガーとか、こういう人たちを広報対象の一つに加える、対象の一つとして認識するというのが多いですけれども、公調委では、一般国民、自治体、法曹関係者として、メディアを特に広報対象に挙げていらっしゃるというのはなぜなのかというのが質問の一つ目です。

それから、質問の二つ目は、どのような体制、やり方で広報活動をされているのかというのが質問です。公調委の中に広報専門家の方がいらっしゃるのか、あるいは、総務省全体の中にそういう方がいらして、連携を取りながらなさっているのか、あるいは、外部に業務委託先があつて、そちらの方とやっているのか、あるいはどれでもないのか。担当者の方がどのような感じでこの仕事をされているのか、この体制についてお伺いしたいというのが御質問の二つ目です。

まずは御質問を先にさせていただきますので、教えていただければと思います。

【福田総務課長】 ありがとうございます。一つ目のメディアを対象になぜ入れていないのかということでございますが、どうしても公務員の世界、最近は変わってきたのかもしれないけれども、やはり当方としても意識していなかったと言われれば、そうなのかもしれない。通常、各省でしたら、記者クラブの制度もあるので、そういったところとお

付き合いがよくあれば、少しはそういった記者クラブの方のメディアを意識しながら、というところもあるのかもしれませんが、どうしても我がほう、小さな独立した委員会でございますので、少しそういった視点が欠けてきているのかなとは思ってはおります。

それと、広報をどのような体制でやっているのかということでございますけれども、一般国民の方からの御相談受付とも兼ねて、広報担当者が2名おります。普通の職員がやっているというところでございます、それ以外に外の専門的な事業者に何か連携してやっているのかとか言われると、そういった取組は特にはしていない状況でございます。

【丸岡構成員】 ありがとうございます。今、2名の方が担当されているというお話でしたけれども、例えば、広報関係で分からないことなり、判断に迷ったときに、総務省には広報の専門の方がいらっしゃると思うのですが、そことのやり取りなどというのはあるのでしょうか。

【福田総務課長】 大臣官房の政策評価広報課の広報室というところで、こういった広報関係とか、記者といった記者クラブを持っているところもありますので、我が方も、確かに総務省の中の一組織でありますので、そちらを通じた仕事というお付き合いはあります。

それで、当然総務省の広報誌も、原稿を載せるときにはそちらと相談したり、ということもこちらに話が参ってきます。また、年次報告や苦情調査の結果について記者プレスをやるときには、そちらの広報室を通じてお願いをするということでございます。今までのお付き合いというのは大体そういったところではございます。

確かに専門家の方がいらっしゃるのかどうか、私もちょっと詳しくはないですが、担当のほうに聞きましたところ、週1回、広報専門のアドバイザーが総務省、外部の専門家の方をお願いをしているとのことで、その方に相談すれば、何か対応なり回答が返ってくるような状況です。

【丸岡構成員】 ありがとうございます。今、投影していただいているページに関連して、メディアを対象に加えていないのはなぜかということと、どういう体制で広報活動をされているかということをお聞きしました。

これを踏まえて、まず、今までの令和4年度までの活動に関しては、先ほど松田先生からも御発言がありましたけれども、私がこの構成員に加わってから3年4年ほどが経過していますけれども、この中で大きく広報の仕組みややり方が進展したと私は感じております。広報周りだけに関して、一言で言えば、デジタル化、あるいはインターネット社会へ

の対応が進んだ3年間4年間ということです。

古い資料を今取り出して見たわけではないですけども、初年度は、どこからどういう方がウェブサイトを見に来ておられるかという数字もないような状態から、今、どこからどういう方がどういう経路でいらして、それはPCなのか、モバイルなのかというようなことまでも分かっているし、アクセス数も上がってきているということで、ここは大きく進んだというように思います。

恐らく公調委全体としては、デジタル化への対応よりも、コロナへの対応のほうが、活動全体としてはより大変だったのではないかと思います。広報に関して言えば、デジタル社会への対応が進んだ、そのように認識しています。

今後のことなのですけども、一般の国民にせよ、地方自治体の方にせよ、法曹関係の方にせよ、今ここに上がっているような方たちに、公調委というのがどういう場所で何ができるのか、どういう成果を上げているのか、困ったことがあったらどうしてほしいのかというのを伝えるためには、直接国民や自治体や法曹関係者に伝えていく、あるいはこういう方たちが検索エンジンで検索して、あるいは電話をかけてきて公調委に相談することも重要なんですけど、重要なチャネルとしてメディアがありますので、メディアの方たちに公調委のことを取り上げてもらって伝えてもらう努力をこの先は少し注力するのがいいのではないか、あるいは注力する必要もあるのではないかと思います。

メディアといいますと、何とか新聞とか、何とかテレビというような、一般国民向けマスメディアを思い浮かべられるかもしれませんが、今日、法曹関係の先生方も構成員でいらっしゃるんですけども、法曹関係者向けのメディアというのもありますし、地方自治体向けのメディアもありますし、地方には当該自治体をエリアとしたメディアもありますし、様々なメディアがありますので、公調委の伝えたい相手、一般国民、地方自治体、法曹関係者に伝えるためのメディア、釈迦に説法ですけど、メディアというのは「中間で媒介するもの」ということですから、こういう方たちの中間にあるメディアで有用なものを見いだして、そこに記事化、あるいは番組化、あるいは取り上げてもらう努力というのをこの先、必要になってくるのではないかと思います。

取り上げてもらうといってもどうするの、何を取り上げてもらえばいいのということですけども、今日お聞きしている中で言っても、霞が関全体の活動なのかもしれませんが、例えば、こども霞が関見学デーというのが行われましたというのであれば、これを取り上げてもらうような努力をすることも考えられますし、法曹関係者のインターンシッ

プを受け入れているというのであれば、インターンシップに来た方が何をされて、どういう成果が上がって、どういう感想をインターンシップに来た方が持たれているのかを取材して、記事なり番組にしてもらおうというようなこともあります。あるいは、騒音事件に関する研究会というのが行われて、分かったことがあるのであれば、「人口・住宅が密集している都市部でこういう被害、こういう問題を訴える人が増えてきている。我々はこういう研究をしてこんなことが分かった」というのを、記者向けに説明会などを行って伝えていくこともあると思います。それぞれの対象者や対象メディアに向けて、使えるような情報にしていくということは、今ある材料でもできると思いますし、さらにこの先、今年度以降行われる中で、これはぜひこういうタイプのメディアに取り上げてほしいという目標を設定して、メディア向けに情報加工していったり、取り上げていただきやすいようなアプローチをしていったりできるのではないかと思います。

私は以上です。

【小原事務局長】 ありがとうございます。

皆様より御意見いただきましたけれども、追加で御質問がございます場合にはいただければと思います。

ここからは御発言がある方はお名前をおっしゃっていただき、その後御発言いただく形にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、土地利用調整についても何かございましたら、併せて御質問ください。よろしく願います。

では、都築委員、願います。

【都築委員】 委員の都築でございます。事件処理をしている立場から、今日の御質問等に関しまして、少しお話をさせていただければと思いました。

まず、磯野先生、時間内に収めるということで、決着をつけさせるというようなことがあるということになると心配である、というお話をいただきました。

それから、名執先生のほうからも、迅速化に縛られないようにというお話をいただきました。

それとの関係もあるかと思いますが、北村先生、それと、名取先生のほうから、専門調査についての御質問を受けました。

この辺り、ちょっと関連することなので御説明いたしますと、私ども、裁定申請ということで事件を受けることが多くなっています。これは中央委員会ですので、調停というこ

とになりますと、公害紛争処理法上、規模についての一定の制限がありますので、先ほど御指摘いただきましたように、ちょっと規模が小さくなっている現状では裁定申請が中心になっています。そして、裁定申請を受けますと、まず早い段階で専門委員の先生を選任させていただきます。その専門家の方と、これはどの程度の調査が必要でしょうかねという御相談をします。先ほど7ページのところに出てきました、専門調査が必要な事案というものの中には、結構多いのですけれども、公調委の事務局のほうで測定をやってしまうということもあります。騒音ですと、結構、事務局にも測定の技術がありますので、公調委の事務局のほうで測定をやってしまうという事案がありまして、これも専門調査を要したものの中に入れております。騒音事件の場合は騒音のレベルが大概問題になりますので、測定をやるのが普通ですので、専門調査をやるということになりますけれども、その中で、とても事務局職員では無理だという事案の場合には、委託調査という形になって、専門業者に委託をいたしまして、委託した調査結果を踏まえて、専門委員に意見書を書いていただくという流れになってまいります。この点は、騒音事件だけに限らないことです。

委託調査が必要となった事件、先ほど7ページのところで下のところに破線で囲っている事件、これらは委託調査が必要となったものです。そのほかは、専門調査が必要だったけれども、事務局職員の測定などで終わらせているという形になります。

専門委員の先生に御相談しますと、この事案ではこういう測定が必要だから、どうしても外部の委託調査が必要だという傾向になりがちです。専門委員の先生は徹底的に調査したいという立場の方が多くて、委託調査の方向になりがちですけれども、そうなりますと、非常に入札にも時間が必要になりますし、業者が徹底的に調べると、これまた調べること自体に時間かかります。さらに、その調査結果を専門委員が分析するにもまた時間がかかるということで、どんどん延びていきます。

この辺が非常にジレンマなのですけれども、事案の性質から見て、そこまでの調査は必要ないのではないのでしょうかと、私ども委員のほうからも意見を申し上げて、委託調査までやらないで済ませることがあります。場合によっては、委託調査は必要だけれども、調査の範囲をこの程度に収めて、随意契約の範囲内で何とか収められないでしょうかということも考えてみます。そのようなことで、時間と、それからできれば詳しく調べたいということとのジレンマに陥り、それらの調整で進めているというのが多くの事件であります。

それと、今、調査の関係の話を申し上げましたけれども、終局の解決方法の点でも、ち

よっとジレンマというものがあります。調査して調べた結果、各種基準を超えるものではない。例えば、騒音レベルが各種基準を超えるものではない。その基準を超えないということと、ほかにも様々な事情を総合考慮しますけれども、結局、受忍限度を超えていませんね、あるいは、健康被害等の原因とまでは認められませんねということで、棄却裁定の事案であると判断されることが結構多くあります。その段階で、棄却裁定をすれば処理期間は割と早く処理できるということになりますけれども、それだけでは司法判断と変わらないわけで、行政ADRとしての役割をちゃんと果たしているのかということが疑問となってきます。そのため、最終判断としては、棄却となる事案でも、測定結果がそれなりのレベルであれば、被申請人に対してそのことを指摘して、何らかの対応を求めて、改善策を粘り強く説得して、職権調停のほうに持っていくということを検討したりします。

そうしますと、それなりにやっぱり時間もかかるということで、調停が成立するなり、あるいは説得はしてみたけれども、結局成立せずに裁定となるような場合に、結果的には2年という基準を超えてしまうというようなこともあります。何とか時間内という目標は立てているものの、やはり時間内で決着をさせるというような意識ではなく、行政ADRとしての機能をちゃんと果たしていくという気持ちで今後もやっていきたいというふうに思っております。

もう1点、補足しますと、7ページのダブルカウントの問題ですけれども、責任裁定と原因裁定、同時に申し立てられることが多いですけれども、責任裁定で申し立てていたけれども、途中で原因裁定も加わる、あるいは原因裁定で申し立てたけれども、途中から責任裁定も求めるというようなこともあって、期間がずれることがあります。多分、Bはそうじゃないかと思えますけれども、そういうこともあって、この辺のダブルカウント、本当に必要なかと言われた点については、よく検討してみたいと思います。

以上です。

【小原事務局長】 非常勤の先生方、いかがでしょうか。

【野中委員】 野中です。大した問題でもないかもしれないですが、最初に取り下げのことについてお尋ねがあり、事務局のほうからも回答ありましたけれども、私の経験を一言お話ししてみようかと思えます。

そのケースは、測定をした結果として、基準にも達していないし、かつ因果関係も認められないようなケースでしたけれども、とても申請人のこだわりが強く、先ほど都築委員も説明していましたように、職権調停の試みもしましたけれども、それにも応じないと。

そうすると、もう棄却裁定が出るが見込まれるわけですね。そういった中で、申請人は、それは避けたい、ちょっと考える時間をくださいと。検討した結果、取り下げました。恐らくその後、訴訟提起を決めたのだと思いますけれども、取下げの中には、そういったケースも、たまにあるかなと思います。

御参考までにお話ししました。以上です。

【大橋委員】 非常勤委員の大橋です。今日もお話に出ましたように、現在では、政策評価制度を通じて、数字に表して、国民の方に説明責任を果たしていくということは非常に重要です。このことは十分認識した上で、しかし、数字にして、それが何か変に拘束するということがあることは避けるべきで、特にこういう紛争処理の機関の場合には、紛争実態が一個一個違いますし、当事者の方の期待とかも違うし、先ほど都築委員がおっしゃったように、調停に向けて粘り強くやるようなことも必要なわけです。そうすると、紛争解決を適切にするということを主眼に置いた上で、しかし、それを延々とやっていて、国費を無駄遣いしているようなことは許されないので、そこについては一定の枠をはめていただくという点では、政策評価制度というのは重要だと思います。けれども、それをあまりに気にし過ぎて、本末転倒にならないようにするという観点からは、ここで言われている期間とか数字というのは、標準処理として参照するというくらいの形で念頭に置きながら、一番大事なのは目の前にある紛争実態と向き合うことなのかなと思います。二つの制度、ちょっとバッティングするところもあるかなと思っていますので、その辺り、いろいろ考えながらやっていく必要があります、今日構成員の先生方から御指摘いただいたような問題を現場で抱えながらやっているというのが現状ですので、少し実情を御紹介させていただきました。

【小原事務局長】 ありがとうございます。

【上家委員】 委員の上家でございます。17ページの地方のことについて、これは職務ではないのではないかという御指摘もありましたけれども、地方は、自分の所のことは分かっても、ほかの所のことが分からない。横の連絡というのがなかなか取りにくいというのが、地方自治体の一つの残念な特性であります。

そういった中で、中央委員会としては、情報を共有してもらったり、同じ課題に取り組む人たちのネットワークを強化したりするために、ほかの所がどうなのかということも含めて、地方の状況を取りまとめて、これは主には中央委員会のためというよりは、むしろ各自治体の都道府県審査会、さらには市町村の相談窓口のために、こういうふうなデータ

を取って、連絡協議会等でお示ししているという実態というのは御理解いただければと思います。

そういった中で、17ページの(3)で御覧いただきますと、市町村にはものすごい数の相談が来ているという実態がありながら、都道府県審査会、あるいは私どもの中央委員会に来る件数というのは、桁違いに少ない。果たしてそれで本当に適切に処理されているといえるのかというところに問題意識を持っております。

このため、都道府県あるいは市町村で対応困難であった事例、あるいは、一件一件で見れば小さいように見えても、実は大きな構造があるのかもしれないような事例を何とかすくい上げたいということで、連絡協議会等では、中央委員会の役割、それから審査会、そして市町村の取組の好事例等の共有というようなものを図っていると。そういった中での17ページのデータになっているということは御理解いただければと思います。

以上です。

【小原事務局長】 ありがとうございます。

【若生委員】 委員の若生でございます。今、上家委員からもお話がありましたけれども、中央と都道府県審査会との連携ということで、これは全体としての公害紛争処理解決システム、これが機能していくということを考えたときに、地方の審査会等の活性化というのがシステムとしての国全体の公害の紛争解決に資するだろうと。そういうことで、こうした指標も見ながら、全体としての活性化といいますか、処理能力を高めていくと。そういう参考になるということで指標を取っていて、当然のことながら、これは、直接公調委のほうで何かできる数字ではありませんので、あくまでも全体のそういう状況を見るためのものというふうに理解してやっているということだと思います。

連携のための指標を検討していくということでもありますけれども、今、上家委員のほうからも御指摘あったように、都道府県の審査会で取り上げた事案で、調停まで至らなかった、未調に終わったような事案でも、公調委の専門的な調査能力を活用すれば、紛争の解決に資するようなものがあるのではないかと。そういったものを積極的に、これは調停の事案としては、管轄があるので、公調委に持ってこられなくても、原因裁定とか責任裁定ということで、申請人に働きかけてもらって、公調委に繋げていくとか、そういう審査会と公調委の連携によって紛争を解決していくと。こういったものを積極的にこちらからも働きかけて、そういった案件を発掘して増やしていきたいと考えています。

その中には、地方にとってだけでなく、国としても、地方の問題だけれども影響がある

問題というのも、当然そういう視野に入ってくると思いますけれども、そうした幾つか積極的にこちらからも働きかけつつ、そういう国と地方の連携の中で課題を解決する事案を多く発掘していきたいと。そういったところが国と地方との連携の指標を、数字として表すのがいいのかどうかというのはこれからの検討だと思いますけれども、そういったものがあるのかなというふうに思っています。

【永野委員長】 今日はどうも大変有益な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

各委員からも補足させていただきましたけれども、私どもの問題意識としては、一つは、公害紛争処理制度というのが、市町村の苦情相談窓口、それから都道府県の公害審査会、そして公調委という3つの機関から成り立っていて、市町村の苦情相談窓口は、地元密着で、手続も簡易である、都道府県審査会はアクセスが容易で、弁護士や専門家といった紛争解決のリソースを備えている、公調委は、専門的な調査リソースを持つとともに、裁定という権利判定の機能がある点に、それぞれ特色がある。その意味では、公害紛争処理システムが全体として、本来解決を求められているような事件を吸い上げて、それぞれの機関で特質に応じた解決が図られているかどうか。公調委としては、単に自らの事件処理のみならず、システム全体の機能について関心があるところであって、このような問題意識で情報交換や共有をしながら、連携と役割分担を行い、公調委の紛争解決への貢献も高めていきたいと考えております。

そういう意味では、紛争処理システム全体としての機能の強化という問題とともに、公調委自身に係属する事件について、事案の性質に応じた紛争解決力を高めるとともに、国民の利便性を向上させていくということで、事件処理の運用の改善も引き続きやっていかなければいけないと考えています。

政策評価のいろいろな指標は、継続的な運用改善努力を行っていくための一つの指標でもあると思っておりますけれども、やはり事案は個別性が非常に高いわけですから、それに必ずしも縛られることなく、事案についての適正妥当な解決を図っていくこととの調整、折り合いの中で、個々の事件処理の集積である運用全体として、政策の目標に沿った形での改善を今後も図っていききたいと考えておりまして、本日、そういった観点から、我々がふだん気づかない、こういう点をもう少し考えたらどうかというような御意見を多々いただきましたので、また次年度に向けてこの取組の努力を進めてまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

【小原事務局長】 それでは、御意見等いただいたようでございますので、意見交換はここまでといたしたいと思います。

本日頂戴いたしました御意見を踏まえまして、引き続き公害等調整委員会の業務を着実に推進してまいりたいと思います。

また、今後とも、事務局から御連絡等させていただくことがあると思いますけれども、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。